

議案第十号

港区立住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立住宅条例の一部を改正する条例

港区立住宅条例（平成六年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「若しくは」を「、」に改め、「」の下に「若しくは本人とともに港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアージュ制度を利用する者（以下「みなとマリアージュ制度の相手方」という。）」を加え、同項第二号中「」の下に「又はみなとマリアージュ制度の相手方」を加える。

第二十六条第一項第一号中「配偶者」の下に「若しくはみなとマリアージュ制度の相手方」を加え、「若しくは」を「、」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

みなとマリアージュ制度の導入に伴い、同居することができ者等の範囲を拡大するため、
本案を提出いたします。